

# 大山崎町地球温暖化対策実行計画

## (事務事業編)

令和4年3月

大山崎町

# 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1. 計画の趣旨 .....	1
2. 世界的な動向 .....	1
3. 国の動向 .....	1
4. 計画の根拠 .....	2
5. 計画の位置付け .....	2
6. 計画の期間 .....	3
7. 対象とする温室効果ガス .....	3
第2章 温室効果ガスの排出状況 .....	4
1. 温室効果ガス排出量の算定範囲 .....	4
2. 温室効果ガス排出量の算出方法 .....	5
3. 温室効果ガス排出量の現況 .....	5
第3章 温室効果ガス排出量に関する目標 .....	7
1. 削減ポテンシャルの算出 .....	7
2. 削減目標の設定 .....	8
3. 各施設の削減目標の設定 .....	9
4. 削減目標達成に向けた取り組み .....	10
5. 施策体系 .....	11
第4章 施策の展開 .....	12
施策1 省エネルギー・省資源の推進 .....	12
施策2 グリーン購入・グリーン契約等の推進 .....	15
施策3 施設・設備の建築・改修・管理等 .....	16
資料編 .....	17
1. 削減ポテンシャルの算出方法 .....	17
2. 用語集 .....	20

# 第 1 章 計画策定にあたって

## 1. 計画の趣旨

大山崎町（以下、「本町」という）では、平成 19(2007)年度に地球温暖化対策実行計画の事務事業編である「大山崎町地球温暖化対策実行計画」を策定し、庁内の事務事業における温室効果ガスの排出量削減に取り組んできました。

一方で、地球温暖化による世界平均気温の上昇は今もなお続いており、本町においても気温の上昇や動植物の生態系の変化等の影響が出てきています。

このような状況を受けて、本町では、令和 2(2020)年には『大山崎町「ゼロカーボンシティ」宣言』を発表し、令和 32(2050)年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを大山崎町が一丸となって実現することを表明しました。また、令和 3(2021)年度には、行政・事業者・町民が一丸となって、本町における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進する方針を示した「大山崎町地球温暖化対策実行計画 区域施策編」の策定が行われています。

こうした背景を踏まえ、ゼロカーボンシティの実現に向けて、町内の大規模事業者である町自らが行う事務事業について、温室効果ガスの削減に向けた取り組みを実行し、町域から排出される温室効果ガスの削減を図るために、「大山崎町地球温暖化対策実行計画 事務事業編」（以下、「本計画」という）を策定します。

## 2. 世界的な動向

平成 27(2015)年にフランスのパリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で「パリ協定」が採択され、「世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすること」、「21 世紀後半に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすること」が目標として掲げられました。

また、同年 9 月の国連総会で令和 12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals) が採択され、気候変動に対する具体的な対策を進めることが目標の 1 つとして示されました。

## 3. 国の動向

我が国においては、「パリ協定」の目標達成に向けた国内対策を推進するために、平成 28(2016)年に「地球温暖化対策計画」を策定しており、令和 3(2021)年 4 月の気候サミットにて「令和 12(2030)年度に温室効果ガスを平成 25(2013)年度から 46%削減すること」、「50%の高みに向けて挑戦を続けること」を表明し、令和 3(2021)年 10 月にはこの目標の達成に向けて「地球温暖化対策計画」を改訂しました。

## 4. 計画の根拠

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項に基づき、温室効果ガス排出量並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を定める計画です。

### ■地球温暖化対策の推進に関する法律

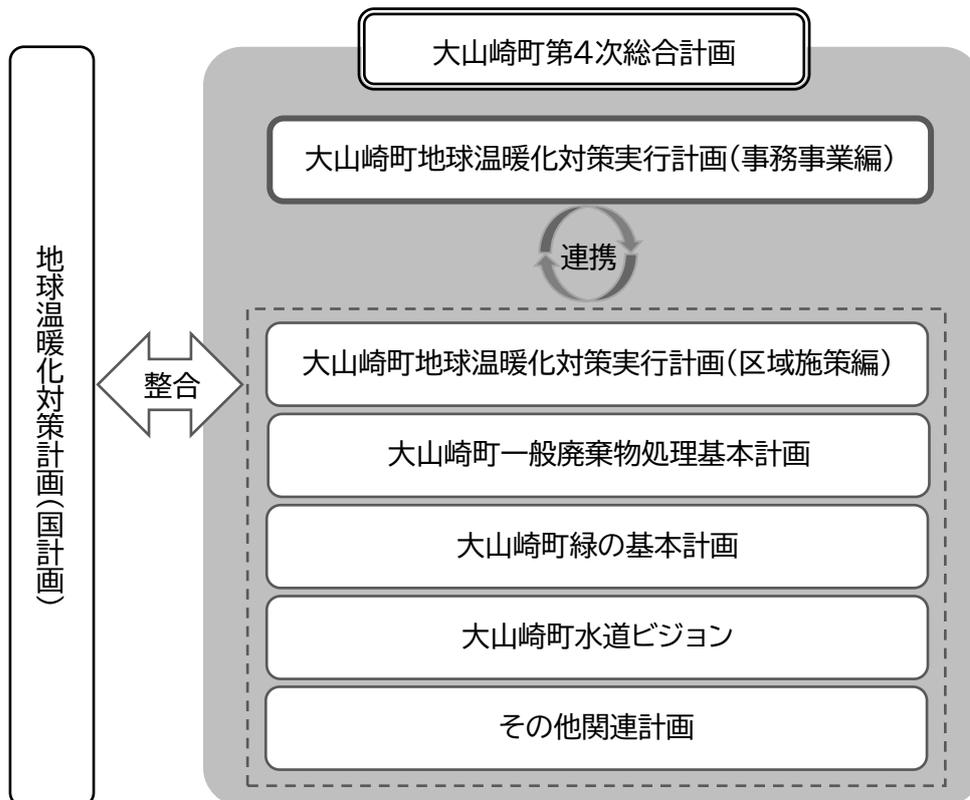
(地方公共団体実行計画)

第 21 条 1 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

## 5. 計画の位置付け

本計画は、「大山崎町第 4 次総合計画」を最上位の計画とし、「大山崎町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」等の関連計画と連携するとともに、国の「地球温暖化対策計画」と整合を図るものです。

### ■計画の位置付けイメージ



## 6. 計画の期間

本計画では、平成 27(2015)年度を基準年度とし、中期目標年度を令和 12(2030)年度、長期目標年度を令和 32(2050)年度とします。また、長期的な視点で計画を推進する必要があることから、令和 4(2022)年度から令和 12(2030)年度を一期とし、温室効果ガス排出量に著しい変動があった場合には見直しを行います。

## 7. 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 2 条第 3 項で定められた削減対象となる 7 種類のガスのうち、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) を対象とします。

なお、地球温暖化対策推進法施行令第 3 条を踏まえたそれぞれのガスの算定対象となる活動と電気 1 kwh あたりどれだけの CO<sub>2</sub> を排出しているかを示す CO<sub>2</sub> 排出係数は以下の通りです。

### ■ガス種別の CO<sub>2</sub> 排出係数、算定対象となる活動

ガス種別	CO <sub>2</sub> 排出係数	算定対象となる活動
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1	燃料の使用
		他人から供給された電気の使用
		その他
メタン(CH <sub>4</sub> )	25	自動車の走行 (ガソリン・LPG・ディーゼル・その他)
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	298	自動車の走行 (ガソリン・LPG・ディーゼル・その他)

## 第2章 温室効果ガスの排出状況

### 1. 温室効果ガス排出量の算定範囲

本町の事務事業の算定・分析の対象となる施設は以下に示すものです。また、施設の利用形態や活動内容により、温室効果ガスが増減する要因が異なるため、施設を事務部門、事業部門、町民利用部門の3つの区分に分類することとします。

#### ■本計画の対象となる施設一覧

部門別	担当課	施設
事務部門	会計課	本庁舎
	建設課	本庁舎
	生涯学習課	本庁舎
		文化財整理室
	経済環境課	本庁舎 清掃庁舎
総務課	本庁舎	
事業部門	上下水道課	仏生田第2受水場
		鳥居前加圧ポンプ場
		宝本第2浄水場
		葛原ポンプ場
		谷田南加圧ポンプ場
		谷田加圧ポンプ場
		下植野排水ポンプ場
		大山崎排水ポンプ場
		大山崎汚水中継ポンプ場
		10号取水井戸
		14号取水井戸
夏目新第2浄水場		
町民利用部門	企画財政課	ふるさとセンター
	健康課	保健センター
	健康課	老人福祉センター（長寿苑）
	学校教育課	大山崎中学校
		大山崎小学校
		第二大山崎小学校
	生涯学習課	でっかいクラブ
		なかよしクラブ・ともだちクラブ
		体育館
	福祉課	大山崎保育所
		第2保育所
第3保育所		
経済環境課	JR山崎駅自転車等駐車場	
	阪急大山崎駅自転車等駐車場	

## 2. 温室効果ガス排出量の算出方法

温室効果ガス排出量は、基本的には活動量(燃料の使用量、ガス種ごとの排出量)に排出係数を乗じて算定しています。

$$\text{排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

## 3. 温室効果ガス排出量の現況

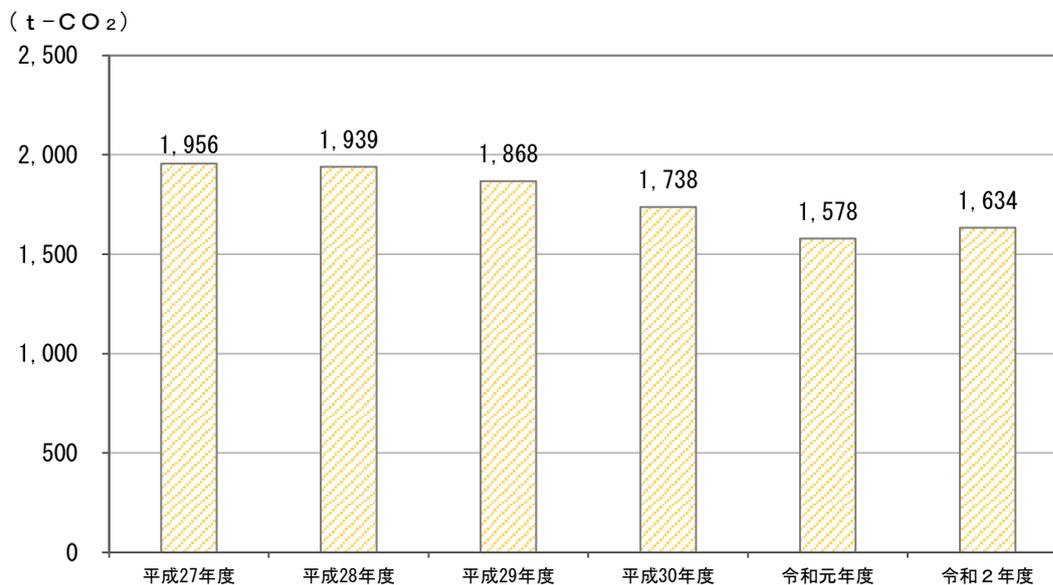
温室効果ガス排出量は、平成 27(2015)年度以降減少傾向にありましたが、直近の令和 2(2020)年度に再び上昇し、1,652 t-CO<sub>2</sub>となっており、基準年度の平成 27(2015)年度と比較して約 0.8 倍となっています。

温室効果ガス種別排出量をみると、二酸化炭素が 99.9%を占めています。

項目別温室効果ガス排出量をみると、電気の使用が 82.5%、燃料の使用が 17.5%となっています。

部門別温室効果ガス排出量をみると、事業部門が 41.9%、町民利用部門が 40.5%、事務部門が 17.6%となっています。

### ■温室効果ガス排出量の推移



■温室効果ガス種別排出量(令和2年度)

ガス種別	排出量(t-CO <sub>2</sub> )	構成比(%)
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	1,633.4	99.99
メタン(CH <sub>4</sub> )	0.0	0.00
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	0.2	0.01
合計	1,633.68	100.00

\*排出量は小数点第2位以下を、構成比は小数点第3位以下を切り捨てています。

■項目別温室効果ガス排出量(令和2年度)

項目	排出量(t-CO <sub>2</sub> )	構成比(%)
燃料の使用	285.3	17.5
電気の使用	1,348.2	82.5
自動車の走行	0.2	0.0

\*小数点第2位以下を切り捨てています。

■部門別温室効果ガス排出量(令和2年度)

項目	排出量(t-CO <sub>2</sub> )	構成比(%)
事務部門	287.1	17.6
事業部門	684.8	41.9
町民利用部門	661.8	40.5

\*小数点第2位以下を切り捨てています。

## 第3章 温室効果ガス排出量に関する目標

### 1. 削減ポテンシャルの算出

削減ポテンシャルは、①施設の運用に係る削減効果、②次世代自動車の導入・エコドライブの推進に係る削減効果の2つの区分で算出しました。①施設の運用に係る削減効果は国の「建築物削減ポテンシャル推計ツール」の手法3を用いて推計し、②次世代自動車の導入・エコドライブの推進に係る削減効果は、国の「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」を基に算出しています。

目標年度(令和12年度)における削減見込み量は約837.1 t-CO<sub>2</sub>であり、削減に向けた取り組みを十分に行った場合、基準年度(平成27年度)の排出量から約42.8%の削減を見込むことができます。

#### ■削減ポテンシャルの算出

区分	温室効果ガス排出量 削減見込み量 (t-CO <sub>2</sub> )
①施設の運用に係る削減効果	829.5
②次世代自動車の導入・エコドライブの推進に係る削減効果	7.3
合計	837.1

\*小数点第2位以下を切り捨てています。

#### ■削減割合

項目	基準年度 (平成27年度)	目標年度 (令和12年度)
排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	1,957.4	1,120.3
削減見込み量 (t-CO <sub>2</sub> )	—	837.1
削減率 (%)	—	42.8

\*小数点第2位以下を切り捨てています。

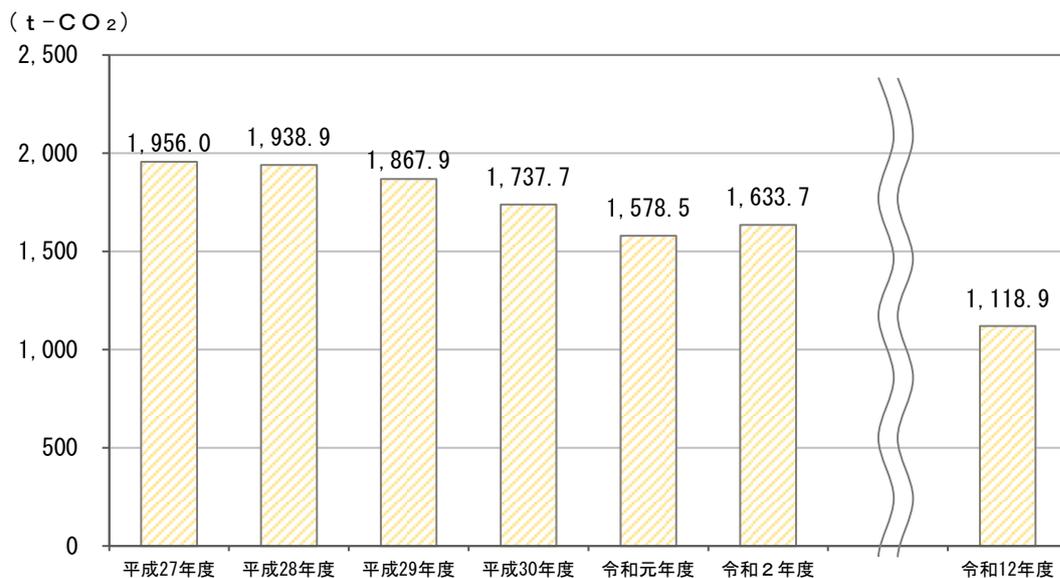
## 2. 削減目標の設定

令和3(2021)年に改訂された国の「地球温暖化対策計画」では、令和32(2050)年度の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた中期目標として、令和12(2030)年度に基準年度である平成25(2013)年度から46.0%を削減することを目指しており、本町においても地球温暖化対策実行計画(区域施策編)において、45.4%以上を削減することを目指しています。

本計画においては、国の地球温暖化対策計画や区域施策編を踏まえ、町の事務事業において基準年度である平成27(2015)年度から42.8%以上を削減するものとします。また、さらに再生可能エネルギーや新技術の導入等に積極的に取り組むことで、令和32(2050)年度の温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指します。

### 削減目標

平成27(2015)年度比  
令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量  
約837.1t-CO<sub>2</sub>以上削減



### 3. 各施設の削減目標の設定

各施設の削減目標については、事務事業全体の削減目標を各施設の現状年度の事務事業全体の排出量に占める割合を乗じて設定しています。

$$\text{各施設の削減目標} = \text{事務事業全体の削減目標(約 837.1 t-CO}_2\text{)} \times \left( \frac{\text{現状年度の該当施設の排出量}}{\text{現状年度の事務事業全体の排出量}} \right)$$

部門別	担当課	施設	削減目標 (t-CO <sub>2</sub> )
事務部門	建設課	本庁舎	0.7
	生涯学習課	本庁舎	4.9
		文化財整理室	1.2
	経済環境課	本庁舎	22.4
		清掃庁舎	17.3
総務課	本庁舎	110.8	
事業部門	上下水道課	仏生田第2受水場	80.0
		鳥居前加圧ポンプ場	2.8
		宝本第2浄水場	0.4
		葛原ポンプ場	0.5
		谷田南加圧ポンプ場	0.8
		谷田加圧ポンプ場	8.7
		下植野排水ポンプ場	12.8
		大山崎排水ポンプ場	12.5
		大山崎汚水中継ポンプ場	23.0
		10号取水井戸	22.5
		14号取水井戸	34.9
	夏目新第2浄水場	152.0	
町民利用部門	企画財政課	ふるさとセンター	17.7
	健康課	保健センター	11.6
		老人福祉センター(長寿苑)	1.9
	学校教育課	大山崎中学校	73.1
		大山崎小学校	73.4
		第二大山崎小学校	57.7
	生涯学習課	でっかいクラブ	5.0
		なかよしクラブ・ともだちクラブ	4.4
		体育館	25.7
	福祉課	大山崎保育所	22.0
		第2保育所	17.5
		第3保育所	19.0
	経済環境課	JR山崎駅自転車等駐車場	9.0
阪急大山崎駅自転車等駐車場		1.2	
総計			837.1

## 4. 削減目標達成に向けた取り組み

行政サービスの質を維持しながら、町の事務事業によって生じる温室効果ガス排出量を削減するために、以下の施策を掲げます。

### 施策1 省エネルギー・省資源の推進

照明機器や空調機器、OA機器等の使用に係る電気使用量の削減に取り組むとともに、公用車や給湯器等の使用に係る燃料使用量の削減に取り組みます。また、公共施設における節水に取り組むことにより、浄水場やポンプ場で使用する電力の削減につなげます。

### 施策2 グリーン購入・グリーン契約等の推進

事務用品等の購入に際して、環境への負荷の少ない製品を購入するグリーン購入に取り組むとともに、環境配慮契約法を踏まえて、契約を結ぶ際には環境性能を含めて適切に評価し、事業者を選定します。

### 施策3 施設・設備の建築・改修・管理等

公共施設・設備の建築や改修にあたっては、エネルギー利用の合理化を図るとともに、断熱性能や日射遮蔽性能の向上を図ります。また、公共施設の緑化に努め、温室効果ガスの吸収源を確保します。

## 5. 施策体系

### 施策1 省エネルギー・省資源の推進

(1)使用電力の削減

(2)使用燃料の削減

(3)水資源の確保・節約

### 施策2 グリーン購入・グリーン契約等の推進

(1)グリーン購入の推進

(2)グリーン契約の推進

### 施策3 施設・設備の建築・改修・管理等

(1)効率的なエネルギー管理の推進

(2)再生可能エネルギーの導入

(3)公共施設等の緑化

## 第4章 施策の展開

### 施策1 省エネルギー・省資源の推進

#### (1) 使用電力の削減

##### ① 照明の使用

取り組み内容	部門
トイレや通路、階段等の共有部分の日中の点灯を支障のない範囲で控えます。	全部門
必要な照度を確保した上で、照明の間引き点灯を行います。	全部門
照明器具の定期的な清掃を行います。	全部門
照明のLED化を進めます。	全部門
人感センサー付きの照明器具を導入します。	全部門
できる限り照明器具を用いずに自然採光を利用して明るさを確保します。	全部門
使用していない会議室等の消灯を徹底します。	事務部門
始業前、始業後及び昼休み、残業時の必要な箇所以外の照明の点灯を控えます。	事務部門・事業部門

##### ② 冷暖房・空調機器の使用

取り組み内容	部門
クールビズ・ウォームビズを徹底し、冷暖房の使用を抑制します。	全部門
空調機器は適切な温度(夏季 28℃、冬季 20℃)での使用を心がけます。	全部門
空調機器のフィルター等の清掃を定期的に行います。	全部門
ボイラー等を定期的に点検します。	全部門
空調機器の吹き出し口を開放し、周囲に物を置かないよう徹底します。	全部門
冷暖房の使用期間、使用時間の抑制に取り組みます。	全部門
換気等の外気冷房を実施します。	全部門
遮熱機能の高いブラインドやカーテン等を設置し、冷暖房の負荷を軽減します。	全部門
使用していない部屋の冷暖房の使用停止を徹底します。	全部門
扇風機やサーキュレーター等を併用し、適切な室内温度を維持します。	全部門
よりエネルギー効率のよい機器への更新を進めます。	全部門
動力伝達部を定期的に点検します。	事業部門

### ③ O A 機器の使用

取り組み内容	部門
使用していない O A 機器の電源を切るよう徹底します。	事務部門
離席する際にはパソコンをシャットダウンまたはスリープにすることを徹底します。	事務部門
終業時には、主電源を切るよう徹底します。	事務部門
節電タップを使用することで待機電力を減らします。	事務部門
昼休み等には使用していないパソコンやその他の O A 機器の電源を切ります。	事務部門
パソコンやコピー機、F A X 等を使用していない場合に待機モード・節電モードに切り替わるよう設定します。	事務部門

### ④ その他機器の使用

取り組み内容	部門
なるべく階段を使うように心がけ、荷物の移動や体調不良時等の必要時のみエレベーターを使用します。	事務部門
自動販売機の設置は庁舎内の必要な箇所のみとし、省エネルギー型への転換の協力を事業者に依頼します。	事務部門
長時間使用しない電気製品はコンセントを抜くよう徹底します。	事務部門
冷蔵庫・冷凍庫は、ドアの開閉時間が少なくなるよう心がけます。	事務部門
冷蔵庫・冷凍庫は、庫内に必要なもののみを入れるように心がけます。	事務部門
温水洗浄便座は、温水と便座の温度を季節に合わせて調整します。	事務部門

## (2) 使用燃料の削減

### ① 公用車の使用

取り組み内容	部門
相乗りや走行ルート合理化等により効率的な利用を心がけます。	事務部門・町民利用部門
ゆっくり止まって、ゆっくり発進するエコドライブを徹底します。	事務部門・町民利用部門
アイドリングストップを実施します。	事務部門・町民利用部門
近隣への移動は、徒歩や自転車、公共交通機関を使用するように心がけます。	事務部門・町民利用部門
車両の整備・点検を行い、タイヤの空気圧等を確認します。	事務部門・町民利用部門
不要な荷物を車に積み込まないよう心がけます。	事務部門・町民利用部門
公用車の使用実態を把握し、台数の見直しや適正な配置に取り組みます。	事務部門・町民利用部門
電気自動車等の燃費性能等に優れ、二酸化炭素の排出が抑えられているグリーン購入に適合した自動車を導入します。	事務部門・町民利用部門

### ② その他燃料(ガス・灯油等)の使用

取り組み内容	部門
給湯器の温度設定をこまめに調整します。	全部門
ストーブ等の暖房器具の使用期間、使用時間を抑制し、不在時や不要箇所での使用停止を徹底します。	全部門
ガス瞬間湯沸機の種火は、使用時以外は消すようにします。	全部門
ガスコンロやガス瞬間湯沸機は、必要以上に湯を沸かさないうように配慮するとともに、給湯温度の設定に留意します。	全部門
こまめに止水し、湯の無駄遣いを防ぎます。	全部門

### (3) 水資源の確保・節約

取り組み内容	部門
公共施設の屋上に雨水タンクを設置し、散水や清掃等に活用します。	事務部門・町民利用部門
水道使用量を定期的を確認し、水漏れを防止します。	全部門
トイレを利用する際は、大小洗浄の切り替えを徹底し、水を流しすぎないようにします。	全部門
節水コマ等の節水機器を導入します。	全部門
節水弁・節水バルブを導入します。	全部門

## 施策2 グリーン購入・グリーン契約等の推進

### (1) グリーン購入の推進

取り組み内容	部門
事務用品を購入する際には、エコマークやグリーンマークの表示された環境負荷の少ないものを選択するよう心がけます。	事務部門
コピー用紙やOA用紙を購入する際には、エコマークやグリーンマークの表示された用紙を購入します。	事務部門
トイレットペーパーは古紙の配合されたものを購入します。	事務部門
ノートやフラットファイルは再生紙が使用されているものを購入します。	事務部門
名刺や報告書、広報紙等の印刷物を発注する際には、古紙配合率の高い用紙を検討します。	事務部門
間伐材や未利用繊維等を使用した紙製品を購入します。	事務部門
用途に適した物品を購入し、買い替え等による資源の無駄を減らします。	事務部門
町主催のイベントを開催する際には、再利用できない物品やごみになりそうな物品の購入をできる限り減らします。	事務部門

### (2) グリーン契約の推進

取り組み内容	部門
電気の供給を受ける契約では、環境配慮契約法に基づき、環境に配慮した電気事業者との契約に取り組みます。	全部門
自動車の購入に係る契約では、グリーン購入法の基準を満たすものを購入します。	事務部門

## 施策3 施設・設備の建築・改修・管理等

### (1) 効率的なエネルギー管理の推進

取り組み内容	部門
公共施設への蓄熱システムの導入を検討します。	事務部門・町民利用部門
公共施設に燃料電池を含むコージェネレーションシステム等の発電する際の排熱を有効活用するシステムを導入します。	事務部門・町民利用部門
公共施設にBEMSやZEBの導入を検討します。	事務部門・町民利用部門

### (2) 再生可能エネルギーの導入

取り組み内容	部門
公共施設への太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を検討します。	事務部門・町民利用部門
再生可能エネルギー由来の電力の供給について検討します。	事務部門・町民利用部門

### (3) 公共施設等の緑化

取り組み内容	部門
グリーンカーテンの設置に取り組みます。	事務部門・町民利用部門
公共施設の塀やネットフェンス等をツル性植物で覆うようにします。	事務部門・町民利用部門
公共施設の駐車場を地被植物や低木等で緑化します。	事務部門・町民利用部門
公共施設の壁面や屋上の緑化を進めます。	事務部門・町民利用部門

# 資料編

## 1. 削減ポテンシャルの算出方法

削減ポテンシャルは①施設の運用に係る削減効果、②次世代自動車の導入・エコドライブの推進に係る削減効果の2つの区分で算出しました。算出方法は以下の通りです。

### ①施設の運用に係る削減効果

手順1：基本情報の整理・用途分類

建築物ごとのエネルギー消費量・運用状況の把握

手順2：削減ポテンシャルの推計

エネルギー消費量削減ポテンシャルの推計  
(用途区分と選択メニューによって削減率を設定)

手順3：目標年度のエネルギー消費量の推計

目標年度(令和12年度)のエネルギー消費量の推計

手順4：目標年度の温室効果ガスの排出量の推計

低炭素化電力の調達による  
目標年度(令和12年度)の温室効果ガスの排出量の推計

### 《建築物ごとのエネルギー消費量・運用状況》

建築物名称	用途分類	現在の延べ面積 (m <sup>2</sup> )	現在の建築面積 (m <sup>2</sup> )	エネルギー消費量 (GJ)	
				基準年度 (平成27年度)	現状年度 (令和2年度)
本庁舎	事務所等	5,784	1,573	493,955.9	476,741.8
小学校・中学校・保育所	学校等	21,778	13,132	640,165.7	652,474.8
体育館	集会所等	4,433	3,629	122,149.2	89,506.8
文化財整理室	事務所等	79	79	2,795.7	3,533.8
ふるさとセンター	事務所等	1,537	730	62,841.1	51,325.0
老人福祉センター(長寿苑)	事務所等	768	768	11,026.5	11,285.3
保健センター	事務所等	830	322	27,037.2	28,265.0
JR山崎駅自転車等駐車場	その他	1,950	680	61,286.8	31,552.0
阪急大山崎駅自転車等駐車場	その他	540	540	5,532.7	4,127.0
上下水道施設	その他	2,854	2,854	1,834,120.0	1,237,418.0

《運用措置によるエネルギー消費量削減率》

	措置	削減率(%)				
		事務所等	学校等	集会所等	病院等	その他
空気調和設備	冷房設定温度緩和	0.8	1.3	1.1	1.3	-
	暖房設定温度緩和	0.3	0.1	0.4	0.1	-
	冷暖房負荷削減を目的とした外気導入量の制御	0.4	0.2	0.6	0.2	-
	ウォーミングアップ時の外気取入れ停止	0.1	0.2	0.2	0.2	-
	熱源機器の立ち上がり運転時期の短縮	2.2	2.6	2.9	2.6	-
	空調運転時間の短縮	0.7	1.8	0.9	1.8	-
	冷凍機冷水出口温度の調整	1.0	-	1.3	-	-
	冷却水設定温度の調整	3.1	-	4.0	-	-
換気設備	フィルタの定期的な清掃	0.2	0.2	0.3	0.2	-
	間欠運転・換気回数の適正化による換気運転時間の短縮	1.2	5.5	1.3	5.5	-
給湯設備	給湯温度の調整	0.1	0.7	0.6	0.7	-
	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	0.3	3.8	3.2	3.8	-
照明設備	照明照度の調整	1.6	1.9	1.1	1.9	5.7
設備全般	エネルギーモニタリング制御の導入	0.2	0.2	0.2	0.2	-
建築	カーテン、ブラインドにより日射を調整する	0.9	1.6	1.2	1.6	-

出典：環境省

《電気排出係数(t-CO<sub>2</sub>/MWh)》

現状年度(令和2年)	目標年度(令和12年)
0.000555	0.00037

出典：環境省

②次世代自動車の導入・エコドライブの推進に係る削減効果

手順1：温室効果ガス排出量の把握

基準年度(平成27年度)の公用車の温室効果ガス排出量の算出

手順2：削減割合の算出

次世代自動車の普及、燃費効率化、エコドライブ等による温室効果ガス削減割合の算出

算出方法：

削減割合=(目標年度(令和12年度)の平均保有燃費/基準年度(平成27年度)の平均保有燃費)\*100+エコドライブによる省エネ効果

手順3：目標年度の温室効果ガスの排出量の推計

目標年度(令和12年度)の温室効果ガスの排出量の推計

《公用車の温室効果ガスの排出量(t-CO<sub>2</sub>)》

基準年度(平成 27 年度)	16.8
----------------	------

《次世代自動車の普及、燃費効率化、エコドライブ等による温室効果ガス削減効果》

	削減割合(%)
目標年度(令和 12 年度)の平均保有燃費／基準年度(平成 27 年度)の平均保有燃費	35.5
エコドライブによる省エネ効果	10.0
合計	45.5

出典：地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠

## 2. 用語集

あ
<p>●<b>アイドリングストップ</b>            アイドリング中に発生する排気ガスの排出量を抑えるために、信号待ち等で停車した際にエンジンを停止すること。</p> <p>●<b>雨水タンク</b>            建物の屋根から雨どいに流れた雨水を、取水して貯めるタンクのこと。雨水貯留槽とも呼ばれ、自然災害による断水等への備えとしての効果が期待されている。</p> <p>●<b>エコマーク</b>            ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品であることを示すマーク。</p>
か
<p>●<b>間伐材</b>            間伐(森林の木々が成長し、過密になった場合に、密集化する立木を間引く作業)によって発生する木材。</p> <p>●<b>グリーンマーク</b>            原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すマーク。</p> <p>●<b>コージェネレーションシステム(熱電併給システム)</b>            天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。</p>
さ
<p>●<b>節水弁・節水バルブ</b>            節水を目的に設置される蛇口やシャワー等から出る水の量を調整するための弁やバルブ。</p>
た
<p>●<b>蓄熱システム</b>            エネルギー需要の少ない夜の時間帯にヒートポンプ(大気中の熱を集めて移動させる装置)を稼働させて、冷水や氷、湯等の形で熱エネルギーを蓄え、エネルギー需要の多い日中に使用するシステム。</p>
ま
<p>●<b>未利用繊維</b>            紡績時に発生する短繊維(糸にするには長さが短い繊維)を再生した繊維。</p>
B
<p>●<b>BEMS</b>            Building and Energy Management Systemの略。ITを利用して業務用ビルの照明や空調等を制御し、最適なエネルギー管理を行い、エネルギー消費量の削減を図るシステム。</p>
Z
<p>●<b>ZEB</b>            Net Zero Energy Buildingの略。快適な室内環境を実現しつつ、建物で消費する年間の一次エネルギー(化石燃料や水力・太陽光など自然から得られるエネルギー)の収支をゼロにすることを目指した建物のこと。</p>



---

大山崎町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）【令和4～12年度】  
令和4年3月

発行：大山崎町経済環境課  
〒618-8501  
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地  
電話：075-956-2101

---